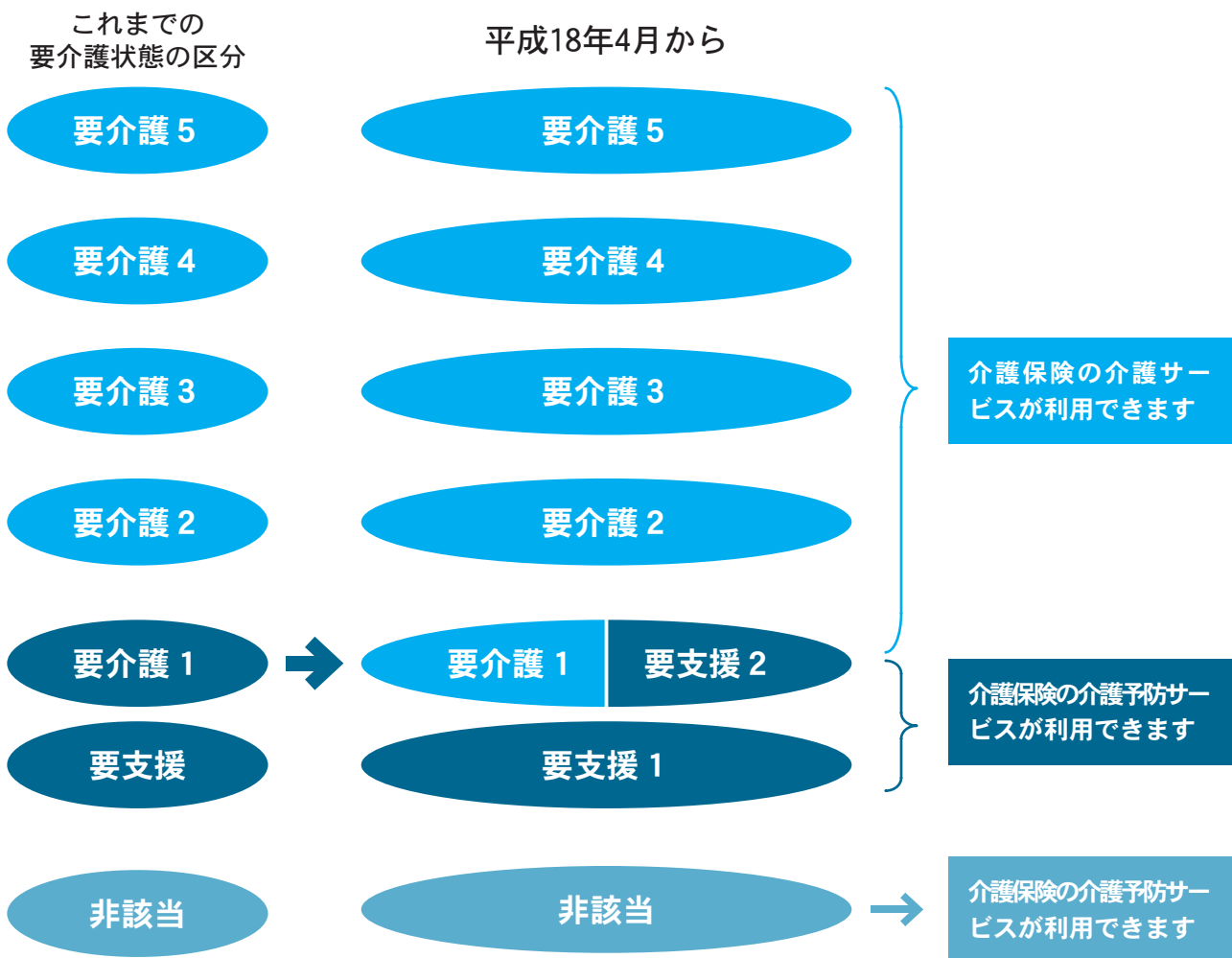


平成18年4月から 介護保険の要介護認定の区分が変わります

これまで要介護1と認定された人、または新たに要介護認定で要介護1相当の人を、日常の活動量や生活が不活発な原因となる状況から、状態の維持、改善の可能性を審査し、「要介護1」と「要支援2」に分けます。



《新しい要介護認定はいつから》

○新規に申請する場合

平成18年3月31日までに申請した場合⇒変更前の要介護認定を実施します

平成18年4月1日以降に申請した場合 ⇒変更後の要介護認定を実施します

○認定を更新する場合

認定の有効期間満了日の翌日が平成18年3月31日以前の場合⇒変更前の要介護認定を実施します

認定の有効期間満了日の翌日が平成18年4月1日以前の場合 ⇒変更後の要介護認定を実施します

○区分変更申請をする場合

平成18年3月31日までに申請した場合⇒変更前の要介護認定を実施します

平成18年4月1日以降に申請した場合 ⇒変更後の要介護認定を実施します

問合せ 保険課 介護保険係 ☎029-288-3111 (内線372~375)